

## 児童虐待通告件数は前年度と同水準

～京都府児童相談所における令和5年度児童虐待通告等の状況について(速報値)～

- 京都府では、京都府児童相談所（家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所）における令和5年度の児童虐待通告等の状況を取りまとめましたのでお知らせします。
- 児童虐待通告件数は2,673件（前年度比98.2%）と、過去最多となった令和4年度と同水準でした。

※京都市児童相談所分は別途京都市から発表

### 1 児童虐待通告の状況

- (1) 通告件数（令和5年度中に児童相談所が虐待通告を受け付けた件数）  
2,673件（前年度より48件減 前年度比98.2%）

年度	元	2	3	4	5
府内3児相合計 (前年度比)	2,547 (121.1%)	2,448 (96.1%)	2,576 (105.2%)	2,721 (105.6%)	<b>2,673</b> <b>(98.2%)</b>

▶ 過去最多件数となった令和4年度と比べて48件減少したものの、高止まりの状況にある。

#### (2) 通告経路

- ① 警察 1,396件（前年度より140件減 前年度比90.9% 構成率52.2%）
- ② 近隣・知人 285件（前年度より20件増 前年度比107.5% 構成率10.7%）
- ③ 市町村 200件（前年度より21件増 前年度比111.7% 構成率7.5%）

▶ 警察からの通告が減少したものの、全体のうち過半数以上を占める。

▶ 近隣・知人及び市町村からの通告が増加した。

#### (3) 虐待の種類

- ① 心理的虐待 1,643件（前年度より32件減 前年度比98.1% 構成率61.5%）
- ② 身体的虐待 604件（前年度より30件増 前年度比105.2% 構成率22.6%）
- ③ ネグレクト 383件（前年度より64件減 前年度比85.7% 構成率14.3%）

▶ 心理的虐待が全体の過半数以上を占め、次いで身体的虐待、ネグレクトが多い。

▶ 警察からの通告のうち多くが子どもの面前での家庭内暴力（面前DV）に起因する心理的虐待であり、警察からの通告件数が減少したことにより、心理的虐待の件数も減少した。

#### (4) 主たる虐待者

- ① 実母 1,282件（前年度より4件増 前年度比100.3% 構成率48.0%）
- ② 実父 1,207件（前年度より25件減 前年度比98.0% 構成率45.2%）
- ③ 実父以外の父 141件（前年度より14件減 前年度比91.0% 構成率5.3%）

▶ 虐待者が実親となるケースが多く、9割以上を占めている。（例年と同傾向）

## 2 児童虐待通告件数の内訳

### (1) 通告受理件数の年次推移

	R3	R4	R5
家庭支援総合センター	624	691	623
南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	1,255	1,384	1,397
北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	697	646	653
合計	2,576	2,721	2,673

### (2) 経路別受理状況

	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	市町村	児童 委員	保健所	医療 機関	児童 福祉 施設	警察	学校等	その他		合計
												きょうだい 受理		
R3	121	29	237	14	236	0	2	21	13	1,413	42	448	246	2,576
R4	105	34	265	16	179	3	2	26	18	1,536	31	506	294	2,721
R5	106	51	285	26	200	4	0	31	14	1,396	32	528	350	2,673
構成率 (R5)	4.0%	1.9%	10.7%	1.0%	7.5%	0.1%	0.0%	1.2%	0.5%	52.2%	1.2%	19.8%		100%

### (3) 虐待の種類

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
R3	537	20	348	1,671	2,576
R4	574	25	447	1,675	2,721
R5	604	43	383	1,643	2,673
構成率 (R5)	22.6%	1.6%	14.3%	61.5%	100%

### (4) 主たる虐待者

	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
R3	1,147	119	1,236	22	52	2,576
R4	1,232	155	1,278	12	44	2,721
R5	1,207	141	1,282	14	29	2,673
構成率 (R5)	45.2%	5.3%	48.0%	0.5%	1.1%	100%

### (5) 年齢別虐待内容別分類

	0～2歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	123	115	183	111	72	604
性的虐待	0	7	14	14	8	43
ネグレクト	73	77	137	56	40	383
心理的虐待	329	368	558	246	142	1,643
合計	525	567	892	427	262	2,673

## 3 相談対応件数 (令和5年度中に児童相談所が虐待と認定し、援助方針を決定した件数)

2,262件 (前年度より600件減 前年度比79.0%)

※相談を受理してから、調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。

※国の福祉行政報告例における集計方法の統一化が図られたことにより、令和5年度分からは、調査や児童の安全確認の結果を踏まえ児童虐待に該当しないと判断した件数を含まない。(令和4年度までは、児童虐待に該当しないと判断された件数も含む。)

#### 4 被措置児童等虐待の状況（施設等に入所している児童等に対する虐待のこと）

○被措置児童等虐待の事実があったと認定した件数（通告受理件数）  
2件（2件）

事案	施設種別	被措置児童等	虐待を行った職員	虐待類型	内容
1	児童相談所 （一時保護所）	10歳 男児	児童指導員	身体的虐待	児童の行動を制止する際、着衣のフードを引っ張り、児童の首に傷ができたもの。
2	児童相談所 （一時保護所）	8歳 男児	児童指導員	身体的虐待	児童の行動を制止する際、寝ころんだ児童の足を引っ張ったことにより、児童が後頭部を打撲し、手に擦過傷を負ったもの。

○府が講じた措置

- ・児童、当該職員、及び関係職員から聞き取りを実施
- ・改善指示及び改善計画の策定を指示

#### 5 本府における児童虐待施策の主な取組

- ▶ 京都府警と情報共有に関する協定を締結（H30～）  
虐待の早期発見と重篤化に対応するため、京都府・京都市・京都府警の三者で協定を締結し、情報共有の体制を強化
- ▶ 「児童虐待・DV防止連携推進員」の配置（R2～）  
児童虐待とDVが絡み重篤化することを未然に防止するため、市町村などにより一層の連携強化を担う職員を各家庭支援センターに3名配置
- ▶ 「京都府子どもを虐待から守る条例」の施行（R4～）  
令和2年10月に「児童虐待防止強化対策検討会」を設置し、改めて虐待防止に向けて取り組む起点となるよう条例を制定（4月1日施行）
- ▶ 児童相談所への児童福祉司等の増員  
平成29年度から計画的に増員し、7年間で児童福祉司と心理判定員あわせて35名（令和4年度6名増員）の大幅な増員
- ▶ 性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携強化（R4～）  
性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）の24時間対応を令和4年4月から開始し、性的虐待相談への対応体制を充実
- ▶ SNS相談体制の整備（R4～）  
虐待を受けている子どもや子育てに悩みを抱える保護者等が、より相談しやすい環境をつくるため、SNS相談の体制を整備
- ▶ 子どもの意見表明支援体制の整備（R4～）  
児童相談所で一時保護している子どもの権利を守るため、児童相談所職員以外の第三者が子どもの意見を聞き取り、子どもの意見表明をサポートする体制の整備を開始

#### 【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部家庭・青少年支援課 課長 能勢 電話 075-414-4592



まゆまる